体言本位の表現と用言本位の表現

──『やさしいことばで日本国憲法』を言語資料として──

大 島 中 正

キーワード:動詞的表現と名詞的表現、和語と漢語、疑問表現、パラフレーズ、 日本国憲法

0. はじめに

日本語は、体言本位の表現よりも用言本位の表現をこのむ言語であるといわれることがある。たとえば、外山滋比古(1972)は、「この事実の認識が問題の解決に貢献する」と「これがわかれば問題はずっと解決しやすくなる」とを例示している。前者のような表現を、この論文では、「体言本位の表現」とよび、後者のような表現を「用言本位の表現」とよぶことにする。類例をもう1つくわえよう。作田啓一・多田道太郎(1975)は、「生産の問題はけっきょく消費の問題と関連する」という体言本位の表現について、「これはどうみても欧文脈である。わたしたちの伝統的な言語感覚になじまない。それは複雑な内容が名詞中心の抽象的な文章によって表現されているからである。では、同じ内容を日本語風にいいかえればどうなるか」とのべて、「物をつくるということは、けっきょく物をつかうということにかかわる」という用言本位の表現を提示している。

このような、表現のレベルからみた日本語らしさの問題は、次の諸文献でもとりあげられている。

- ①玉村文郎(1975)「和語は造語力が弱いか」『新・日本語講座1 現代日本 語の単語と文字』汐文社
- ②柳父章(1977)「動詞中心の日本文への翻訳」『翻訳の世界』 2 4 バベル・プレス
- ③外山滋比古(1981)「名詞好き」『日本語の素顔』中公新書631

- ④石綿敏雄(1990)「名詞表現と動詞表現」『対照言語学』桜楓社
- ⑤玉村文郎(1998)「対照研究と日本語学」『新しい日本語研究を学ぶ人のために』世界思想社

文献①は、和語の造語力についての論考である。「和語の弱み」が 4 項目に整理されているが、その第 3 項目として、和語に抽象的概念をあらわす単語が少ないことを指摘して、「この抽象的な語彙は名詞類ですから、名詞的表現(例 <u>彼女女の不在</u>がわたしを悲しませた。)をこのむ現代フランス語は、動作名詞をはじめとして、抽象的な名詞がたいへん多いのです。しかし、動詞的表現(例 <u>彼女がいなくて</u>わたしは悲しかった。)をとることによって、抽象名詞が少ないために生じているスキマをうずめることが可能なわけです。事実、日本語はあきらかに後者の表現をこのむ言語ですから、西洋の諸言語と同程度に抽象語彙がないからといって、ただちに日本語の欠点と指摘するのは正しくありません。」とのべている。この、表現のレベルからみた、日本語らしさの問題は、体言・用言といった、単語の文法的な性質の問題でもあり、和語・漢語といった語種にかかわる問題でもある。

文献②は、アメリカ独立宣言の書き出しの一節を例示して、その福沢諭吉による訳文と柳父章氏の訳文とが対比されている。名詞中心の直訳調である柳父章訳よりも、動詞中心で意訳した福沢諭吉訳の方が、たいていの日本人にはわかりやすい旨がのべられている。

文献③は、冒頭でその例文を引用した外山滋比古(1972)を発展させたもので、 語種(漢語と大和ことば)のことにも言及している。

文献④は、英語や中国語の名詞的表現の実例をあげて、日本語表現の具体的で 用言的な正確を指摘している。

文献⑤は、文献①と同じ筆者によるものである。夏目漱石『三四郎』にでてくる、"Pity's akin to love."に対する与次郎訳「可哀想だた惚れたつて事よ」と「あわれみは愛情と同質である」を例示して、与次郎訳について「抽象名詞をそのまま直訳すよりは、はるかに分かりやすい。肌で分かる、肚に落ちる妙訳というべきであろう」と評価している。

以上、先行文献における例示・言及を概観したが、いずれも、現象の指摘にと

=

どまっているのではないだろうか。体言本位の表現と用言本位の表現とがどのように対応しているのかは、十分にはわかっていないといえよう。

この論文では、実例の観察をおこなった結果、漢語を中心とする体言本位の表現を和語を中心とする用言本位の表現にパラフレーズしたものには、疑問表現(「疑問詞+~か」)がみいだせたということを中心に報告する。

1. 言語資料について

このような研究には、同じ事柄が表現されている複数の言語資料が必要である。 今回は、日本国憲法の英語版を、「やさしい」日本語であらたに翻訳した文献 を言語資料とすることにした。『やさしいことばで日本国憲法』(池田香代子訳・ C.ダグラス・ラミス監修・解説、2002年、マガジンハウス)である。

この文献は、新訳条文が英文憲法と対照できるようになっており、監修者による解説のあとに付録として日本国憲法の全文と英文憲法とがかかげられている。以下、新訳条文を「新訳」、日本国憲法の条文を「正文」とよぶことにする。新訳条文は、英文憲法のすべてを翻訳したものではない。翻訳されているのは、「前文」と「第1条」・「第9条」、それに「第3章」・「第9章」・「第10章」である。

この章の冒頭で「同じ事柄」といった。より正確には、このような研究には「類義文」を多数収集する必要があると表現しなければならないのかもしれない。では、「類義文」とは何であろうか。宮地裕(1972)は、次のように概念規定をおこなっている。

「おなじことを言う文グループとは、同一のことがらを指し、かつ、そのことがらの成立要因のいくつかを、表現として持つものである。」(中略)ややかたく言えば、「『おなじことを言う』文とは、文として『同一指示対象(reference)』と『同量要因表現』とを持つものだ」ということになる。(中略)「同一指示対象」「同量要因表現」を持つという二条件のもとに「おなじことを言う文」を、文に即して「類義文」と言うことにしよう。

宮地裕氏の「類義文」の定義にみられる「同量要因表現」ということを考慮にい

Ξ

れるとなると、「正文」と「新訳」とが、必ずしも「類義文」であるとはいえなくなる場合がある。たとえば、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とその新訳「人びとには、法律にしたがって、税金を払う責任があります。」とは、「類義文」であるといえるだろう。しかし、「学問の自由はこれを、保障する。」とその新訳「なにをどのように研究するかは、自由です。」はどうであろうか。すくなくとも、正文中の「保障する」に対応する表現が新訳中にみいだすことができないということで、「同量要因表現」という、「類義文」たる要件をかくことになるといえるだろう。今回の用例調査では、「同一指示対象を持つ」と判断できれば用例として収集することにした。理想のパラフレーズとは、「類義文」をつくることであろうが、パラフレーズといういとなみは、必ずしも「類義文」をつくることをめざすものではないのではなかろうか。表現を、ある聞き手やある読み手にわかりやすくするために、もとの表現よりも、「ことがらの成立要因」が増減することもありうるだろう。

2. パラフレーズの実際

正文において、漢語の体言からできている句(「AのB」)が、新訳ではどのようにパラフレーズされているか。実例の観察をおこない、特徴的なことを記述していこう。

今回の調査でもっとも特徴的であったことは、新訳中の用例において「疑問詞 +~か」という形式がみいだされたことである。この現象を、「漢語の体言から なる句の疑問表現へのパラフレーズ」と仮称する。

以下に実例を提示するが、各用例文の番号は、日本国憲法の条(または条と項)をしめす。また、「正文」・「新訳」を区別するために、それぞれを「正」・「新」と略表記する。

正文中に漢語の語基「自由」が使用されているものに、次のようなものがある。 それらとその新訳とを対照してみよう。

- (正19)思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- (新19)<u>思想と良心の自由</u>を侵してはなりません。

 \equiv

- (正21) <u>集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由</u>は、これを保障 する。
- (新21) 集会をひらいたり、団体をつくったりするのは<u>自由です</u>。 考えを述べ、出版などのあらゆる方法で発表するのは、<u>自由です</u>。
- (正20-1) 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。
- (新20-1) すべての人は、なにを信仰しても自由です。
- (正23) 学問の自由は、これを保障する。
- (新23) なにをどのように研究するかは、自由です。

「自由」という語基は、「健康」・「幸福」・「危険」等と同様に、事物類の語基でもあり、様相類の語基でもある。上の用例の「~の自由」の「自由」は、補語となりうる「自由」であり、述語成分「自由です」の「自由」は様相類の「自由」であろう。(新21) は、それぞれのセンテンスを「自由に」を使用して、「自由に、集会をひらいたり、団体をつくったりすることができます。」・「自由に、考えを述べたり、出版などのあらゆる方法で発表をしたりすることができます。」などとパラフレーズすることもできよう。

わずかの用例からでも、パラフレーズの方法が一様でないことがしられよう。 (正23) から (新23) へのパラフレーズが、「漢語の体言からなる句の疑問表現へのパラフレーズ」の典型的な例である。もっとも、「自由です」は、漢語の様相類の語基「自由」をその構成要素とする第二形容詞である。この用例からも、用言的表現がつねに和語成分によるというわけではないことがわかる。

(新20-1)の「なにを信仰しても自由です」を「なにを信仰するかは、自由です」とパラフレーズすることも可能であろう。他の(19)(21)も疑問表現にパラフレーズしうる点ではかわりがないといえよう。

(新20-1) のような逆条件節「疑問詞+~ても」をふくむセンテンスは、 (正15-4後半)「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」 をパラフレーズした (新15-4後半)「だれに投票しても、公的にも私的にも、 責任を問われません。」にもみいだせる。この (新15-4後半)を「だれに投票

(正24-2) にみえる「住居の選定」は、(新24-2)「どこに住むかをえらぶこと」とパラフレーズされており、ここにも疑問表現が使用されている。おなじ第24条第1項の「配偶者の選択」は、「結婚相手をえらぶこと」とパラフレーズされているが、これも「だれと結婚するかをきめること」等とパラフレーズすることができよう。

「第9章」の名称は「改正」である。この部分を「新訳」では「憲法を変えるには」とパラフレーズしている。漢語の語基「改正」は、事物類の語基でもあり、動態類の語基でもある。日本国憲法のこの箇所では、南不二男(1993)のいう「題目文」になっている。いま、この題目文「改正」を、漢語サ変動詞「改正する」を使用した述語文にパラフレーズしてみよう。たとえば、「この憲法を改正するには(どうすればよいか/どんな手続きをとらなければならないか)」とでもパラフレーズすることができるだろう。ここにも疑問表現をみいだすことができる。たとえば、「学習者」・「教授者」・「教授内容」・「教授方法」といった漢語の体言からなる題目文があるとする。それぞれ「だれにおしえるか」・「だれがおしえるか」・「なにをおしえるか」・「どうおしえるか」等といった疑問表現にパラフレーズできるだろう。

つまり、疑問表現へのパラフレーズは、複数の漢語の語基からなる合成語についても可能な場合があるのである。

芳賀綏(1984)には次のような事例が紹介されている。行商をやめない老婆に、青年レポーターがその理由をきこうとして、「理由は何ですかア?」とたずねたが、老婆には通じなかった。そばの人が「ナステやってるんだ、って聞いてるんだ」と通訳してくれて、やっと通じたという。おなじ疑問表現でも「理由はなんですか」は体言本位の表現であり、「なぜ、やっているのですか」は用言本位の表現である。芳賀氏は、つぎのようにのべる。

三四

かつて柳田国男先生は、"円いことば"で話す伝統的勤労庶民の知恵の深さを高く評価し、"四角いことば"を使う知識層にくらべて、信頼できる、たしかな人たちだとされた。"円いことば"は勤労生活に深く根ざしたことば、"四角いこ

とば"は読み書きから入った知識のことば、前者は身についたことばで後者は頭のてっぺんに乗っただけのことば、と考えられたのだ。

「なぜ○○するんだ」は"円いことば"、「○○する理由は何か」は"四角いことば"に属する。

以上、「漢語の体言からなる句または複数の漢語の語基からなる合成語の疑問表現へのパラフレーズ」とでもよべる現象についてのべてきた。以下には、今回の調査でえられた用例のうち、今後、よりおおくの類例を観察して記述をこころみる必要があるのではないかとおもわれる例を列挙しておく。

- (正 前文)諸国民との協和による成果(と、・・・・・を確保し、)
- (新 前文) すべての国ぐにと平和に力をあわせ、その成果を(手に入れよう、)
- (正97) 人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、
- (新97) 人類が自由をもとめ、長いあいだたたかってえた成果です。
- (正 前文)恒久の平和を祈念し、
- (新 前文) 平和がいつまでもつづくことを強く望みます。
- (正9)正義と秩序を基調とする国際平和を
- (新9)世界じゅうの国が、正義と秩序をもとにした、平和な関係になることを。
- (正25) すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- (新25) すくなくともこれだけは、というレベルの、健康で文化的な生活を いとなむことは、すべての人の権利です。
- (T.96-2) 憲法改正について前項の承認を経たときは、
- (新96-2) これでいいとされた改正条項は、

最初の2組における新訳は、連体修飾成分にコンデンスされた内容を、用言本位の表現にほぐそうとしたものであり、次の2組の新訳は、句(「恒久の平和」)や合成語(「国際平和」)にコンデンスされた内容を、用言本位の表現にほぐそうとしたものである。最後の2組も、新訳において用言本位の表現にパラフレーズされている点では他のものと同様であるが、引用節(「すくなくともこれだけは(という)」・「これでいい(と)」)が使用されている点に注目すべきかとおもわれる。25条の新訳中の引用節には、「(すくなくともこれだけは)必要だ/欠かせない/ゆずれない」といった用言の述語成分をおぎないうるであろう。

3. おわりに

単語の文法的な性質と単語の文体的な性質とがからんだ問題をとりあげた。体言か用言かというも問題でもあり、漢語か和語かという問題でもある。今回は、体言本位の表現から用言本位の表現へのパラフレーズという観点からこの問題に接近した。

第2章で、芳賀綏氏のことばを引用したが、鶴見俊輔(1976)も、たとえば、次のように柳田国男のかんがえに言及している。

柳田国男は、明治の学術語づくりが主として抽象名詞の新造に専念したことに不満をもち、日本の常民の日常の経験からはじめて日常の言葉にすでにある造語法をとおして学問の言葉をつくる道をすすめた。この理想は、柳田の著作にあらわれたかぎりでは、形容詞・動詞に重きをおいて学問をのべるという道すじをとった。

漢語を軸とした体言本位の表現は、簡潔であるが、わかりにくいといわれることがおおい。和語を軸とした用言本位の表現は、わかりやすいといわれるが、冗漫であるとの批判も生じる。簡潔さ・冗漫さはともかくとして、表現のわかりやすさ・わかりにくさは、なにゆえ生じるのであろうか。冒頭で言及した柳父章(1977)は、次のようにのべている。

しかし、日本文の基本的な構造は、名詞中心の形にはなり切れない。翻訳

三六

日本文の形成は、同時に至る所に無理をともなった。その第一は、私たちのことばの構成の運動の自然な流れに逆らうような構文である、と私は考える。ことばの構成の運動とは、すなわち私たちの頭脳の働きである。思考そのものである。

たいへんおおきな問題にゆきつくようではあるが、この論文でこころみはじめたような、実例をパラフレーズの型という観点から分類し整理するという仕事をつみかさねてゆきたいとおもう。

(注)

- (1)作田啓一・多田道太郎(1975)『動詞人間学』195頁。
- (2) 玉村文郎(1975)の142頁~143頁から引用。
- (3) 玉村文郎(1998)の22頁から引用。
- (4) 宮地裕(1979)『新版 文論』の170頁および172頁から引用。
- (5) 漢語の語基については、野村雅昭(2000)による。
- (6) 芳賀綏(1984)の47頁から引用。
- (7) 鶴見俊輔(1992)の216頁~217頁から引用。
- (8) 柳父章 (1979) の45頁から引用。

【参考文献】

石綿敏雄・高田誠(1990)『対照言語学』桜楓社

作田啓一•多田道太郎(1975)『動詞人間学』講談社現代新書 講談社

玉村文郎(1975)「和語は造語力が弱いか」『新・日本語講座 1 現代日本語の単語と文字』

汐文社

(1998)『新しい日本語研究を学ぶ人のために』世界思想社

鶴見俊輔(1976)「日本語と日本文化」『岩波講座 日本語1 日本語と国語学』岩波書店

----(1992)『鶴見俊輔集3 記号論集』筑摩書房

外山滋比古(1972)「日本語の論理」『月刊 言語』 1-2 大修館書店

三十

- - 南不二男(1993)『現代日本語文法の輪郭』大修館書店
 - 宮地裕(1979)『新版 文論』明治書院(宮地裕(1972)「類義文について」『語文』30も収録されている。)
 - 柳父章(1979)『比較日本語論』バベル・プレス(柳父章(1977)「動詞中心の日本文への翻訳」『翻訳の世界』2-4も収録されている。)
 - 付記 この論文は、平成14年度科学研究費補助金による基盤研究(C)(2)(課題番号: 13680362、課題:中国語・朝鮮語話者の日本語漢語語彙の学習を支援するための基礎的研究、研究代表者:大島中正)の成果の一部である。